

Destination Project (目的地プロジェクト) 推進業務 仕様書

1. 業務名

Destination Project (目的地プロジェクト) 推進業務

2. 目的

北九州市は、持続可能な都市の新たな方向性として、新たな都市像「Next Horizon Sustainable City」を令和8年1月6日に発表した。この都市像を具現化する重点プロジェクトの一つとして、Destination Project (目的地プロジェクト) を掲げており、本市固有の強みである産業遺産、公害克服の歴史、そして豊かな自然環境を再定義し、世界水準のサステナブル・デスティネーションとしての地位確立を推進している。

当業務委託においては、北九州市の豊富なアセットをストーリー化し、単なる「消費型」にとどまらず、「付加価値型」への転換を図ることで、北九州市が“世界から選ばれるサステナブルシティ”であることを国内外に提示する。これにより、国際会議の誘致やインバウンドを中心とした観光交流人口の拡大、海外諸都市とのさらなる連携強化を図る。さらには、このプロセスにおいて、北九州市が「目的地」として、国内外から人が訪れることで、「自分のまちが世界で認められている」という市民の誇りを高め、持続可能な社会の実現に向けた具体的な行動変容を誘発することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 予算上限額

10,000,000円(税込み)

5. 業務内容

本業務は、本市の持つ環境、産業、文化、食、景観、人材等の地域資源を有機的に結び付け、持続可能な観光コンテンツとして磨き上げることで、北九州市のブランド価値向上、交流人口の拡大、地域経済の活性化及び市民のシビックプライド醸成を図ることを目的とする。

また、北九州市におけるサステナブルツーリズムを一元的かつ戦略的に推進するため、Destination Project (目的地プロジェクト) の推進体制を構築するとともに、地域資源を活用した具体的なツアーの企画及び運営を行う。

<主な業務内容>

- (1) 目的地プロジェクトの推進体制構築
- (2) ブランド戦略の検討および都市ブランドの形成・発信
 - (ア) 北九州市のアセットのストーリー化
 - (イ) 「付加価値型」転換への提案
- (3) 視察プログラムの設計
- (4) 国内外来訪者向けサステナブルツアーの企画
 - (ア) リタラボ(*)及び関連施設との連携

- (イ) 企業・施設等の見学調整
- (ウ) ツアーの実施運営及び改善
- (5) 次年度に向けた改善等の提案

*リタラボ 様々な課題の解決に向けて産官学民が共創する場。
参考：新たな都市像「Next Horizon Sustainable City」
(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/324_00003.html)

6. 成果物

- (1) ブランド戦略の検討報告書（発信内容等含む）
 - (2) サステナブルツアー企画運営書（視察プログラムの設計、関連施設との連携内容を含む）
 - (3) サステナブルツアー実施報告書（次年度に向けた改善提案含む）
- ※すべて電子データ及び紙媒体（必要に応じて）

7. 実施体制

受託者は、本業務を適切に実施するため、少なくとも以下の分野に関する専門的知見を有する人材を配置すること。

- ・英語対応のできる者
- ・ブランド戦略の形成・発信
- ・サステナブルツーリズム

8. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、市と十分に協議を行いながら進めるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。
- (3) 運営事業者は、業務により知り得た情報については守秘義務を負う。
- (4) 本業務により作成した書類等の著作権、著作権は本市に帰属するものとし、市の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。また、書類の作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならない。
- (5) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、市に書面により事前に申請し、承認を得なければならない。
- (6) 市が提供する情報・資料等について、本市の許可なく第三者に流布してはならない。
- (7) 次年度の運営事業者に対して本業務（契約期間内に得た情報等を含む。）の引継ぎを速やかにかつ円滑に実施できるよう、必要な措置を講じることとする。
- (8) 市は、運営事業者から委託料の請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に運営事業者に支払うものとする。
- (9) 委託料の請求及び支払いは、年度末までの業務の履行状況を市が確認した後に行うこととする。